

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外トレンチ内機器点検において、配管、配管サポートに腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
2	1号機	屋外トレンチ内機器点検において、電線管、電線管サポート及びプルボックスに腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
3	1号機	屋外トレンチ内機器点検において、スチームドレンサンプポンプ廻りに腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
4	1号機	屋外トレンチ内機器点検において、同トレンチ躯体部に浸水痕及び継手部金属カバーに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
5	2号機	復水脱塩装置制御盤タイマーリレー点検において、タイマーリレー12個(制御回路用:10個、警報回路用:2個)に判定値外れが認められたため、当該タイマーを交換。	D	
6	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(A)計器点検において、反カップリング側軸受箱水平方向振動の出力信号不良が認められたため、当該振動計器を補修。	D	
7	2号機	原子炉入口給水温度(B)点検において、フレキシブル電線管用コネクタの損傷(割れ)が認められたため、当該コネクタを交換。	D	
8	2号機	原子炉補機冷却系2中間ループ熱交換器(B)点検において、熱交換器水室入口配管の内面ライニング(ポリエチレン)に膨れが認められたため、当該部を補修。	D	
9	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)伝熱管の渦流探傷検査において、伝熱管157本の残存肉厚に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
10	2号機	主変圧器点検後の運転状況確認において、冷却ファン1台に異音が確認され、調査したところ、羽根が外枠に接触しているのが認められたため、点検・調整。	D	
11	2号機	試料採取系残留熱除去系熱交換器(B)出口導電率計において、指示不良(手分析0.86 $\mu$ S/cmに対し1.86 $\mu$ S/cm)が認められたため、当該導電率計を点検。	D	
12	3号機	復水系金属採取ラック内のサンプリング流量調整において、ドレンライン手動減圧装置の調節不能が認められたため、当該減圧装置を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	電子通信設備点検において、水素供給設備建屋内ページング装置のケース扉が閉じない(変形)ことが認められたため、当該ケース扉を補修。(通話機能に支障なし)	対象外	
14	3号機	気体廃棄物処理系活性炭希ガスホールドアップ塔入口露点計A、Bの指示に相違(A: - 20、B: - 45)が認められたため、原因を調査。	D	
15	1,2号廃棄物処理設備	放射性廃棄物処理設備高電導度廃液系の中和装置pH計(A)点検において、基準値外れ(調整不能)が認められたため、当該pH計の電極を交換。	D	
16	その他	低レベル放射性廃棄物充填固化廃棄体の検査記録において、梱包容器収納日報の表面汚染密度の記載(検出下限値)に誤記が認められたため、当該誤記を訂正。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電 話 0240-25-1353